

令和7年度日本台湾交流協会学術イベント助成 募集要項

公益財団法人日本台湾交流協会は、日本と台湾の次世代の人材育成及び日台交流の促進に寄与することを目的として、日本または台湾で開催される学術イベントに対し、経費の一部を助成します。

なお、本件事業は令和7年度の予算成立を前提としており、予算の成立状況等によっては、採用が無効となる場合もあります。

1. 助成対象となる事業

日本研究の促進や日台相互理解に資する日本または台湾で開催される学術イベント(国際会議、シンポジウム、ワークショップ、研究会、講演会等)。ただし法学・経済・社会・文学・歴史等の人文・社会科学分野を対象とし、自然科学分野の主題を専らとするものは対象外とします。

2. 申請資格

日本または台湾の大学、研究所等の研究及び教育機関もしくは学術活動を行う非営利団体であること(個人の申請は受け付けません)。

但し、以下のいずれかに該当する場合、申請資格はありません。

- ア. 日本国(行政機関等の国家機関)、地方公共団体、独立行政法人及び地方独立行政法人
- イ. 台湾の行政機関(教育、研究機関等を除く)
- ウ. 日本国が拠出している国際機関

3. 助成内容:

2025年4月1日から2026年3月9日までの間に支出が発生する以下の費目を対象に、直接経費の一部を助成します。なお、助成額は11万台湾元(日本円約50万円)を限度とします。また希望する助成額が全額助成されとは限りません。

- (1) 日本・台湾間を移動する必要がある登壇者(講演、発表または討議する者を指す。以下同じ。)の往復国際航空賃(エコノミークラス割引料金を上限とする。)
- (2) 日本・台湾間を移動する必要がある登壇者の宿泊費(当協会が定める上限額内の実費額。活動前日から終了翌日までを含む。)
- (3) 会場借料
- (4) 会場設営費
- (5) 機材借料
- (6) 通訳・翻訳料(当協会が定める時給を上限として支給)
- (7) 広報費
- (8) 印刷製本費(会議資料作成費、報告書作成費)

(9) 補助員雇用費（当協会が定める時給を上限として支給）

(10) 登壇者謝金（当協会が定める額を上限として支給）

(11) その他（通信費、国内・域内交通費等）

※国内・域内移動にかかる交通費は登壇者に限り支給（公共交通機関、ただし市内の移動を除く。）

※前日の会場設営にかかる補助員雇用費や会議資料作成に必要な翻訳料以外の準備費用は助成対象としない。

※謝金の助成対象は、申請団体に所属していない外部の登壇者に限定する。

4. 選考方針

以下の活動は優先度が高くなります。

(1) 台湾で開催される日本研究に取り組む修士・博士生の育成に資する、学生を主体とした活動（例：学生論文発表会、ワークショップ、研究会等）

(2) 台湾で開催される一般聴衆（高校生・大学生・一般社会人）を対象とした日本研究に関するオープンな活動

5. 採用条件

(1) 申請団体は、事業関連資料に必ず当協会名を助成団体として掲載すること。※1

また、ポスター、チラシ等の広報資料を各2部当協会に提出すること。

(2) 申請団体は、申請当時の事業計画に変更があった場合、速やかに当協会にその旨を届け出て、その許可を得ること。

(3) 事業の開催にあたっては申請者が一切の責任を負い、安全上等において細心の注意を払い実施すること。

(4) 営利活動、宗教活動、政治活動、選挙活動その他開催目的の趣旨に反する活動、行事は一切行わないこと。

(5) 申請団体は、事業終了後1か月以内（3月に実施した場合は1週間以内）に事業実施報告書（収支報告を含む）（フォームにリンク）を提出すること。なお、当協会が経費助成をした項目については、証拠書類（原証明を付したコピーでも可。航空賃については領収書の他、Eチケット控え及び使用済み往復搭乗券の半券（航空会社が発行する搭乗証明書でも可））を必ず添付すること。

(6) 申請団体は必要な源泉徴収を自身の責任において行うこと。※2

(7) 助成金の受給や使用に関して不正行為があったときは、助成金の交付取消や返還命令（含む加算金）に従うこと。※3

※1 当協会のロゴマークや日台友情のロゴマーク及びキービジュアルについても関連資料に掲載してください。ロゴマーク2種類の掲載は必須、キービジュアルの掲載は推奨とします。これらのデータは、採用後に提供します。

・日本台湾交流協会ロゴマーク <https://www.koryu.or.jp/about/introduction/logo/>

・日台友情ロゴマーク <https://www.koryu.or.jp/friendship/logo/>（日台友情LOGO）

※2 宿泊費やアルバイト謝金等は源泉徴収の対象となります。源泉徴収の手続き等、詳細につきましては税務署へご相談ください。

※3 問題行為のあった申請者には、その後の一定期間の申請資格停止等の措置をとる他、場合によっては刑事罰が課されます。

6. 助成金の交付方法

採用時に助成上限額を通知します。

事業実施後、採用団体はダウンロードした申請用紙に含まれる事業実施報告書に必要事項を記入の上、関係書類と併せて提出してください。当協会による確定検査の後、最終的な助成額を確定し、同確定額を採用団体名義の銀行口座に振り込みます。

7. 申請方法

以下のリンクより申請用紙をダウンロードして必要事項を記入の上、その他の必要書類（申請用紙に記載）とともに10. 申請・問い合わせ先記載のいずれか1か所に電子メールにてお申し込みください。提出後1週間以内に応募完了メールが届かない場合、電話もしくはメールで確認してください。

申請書類のうち、当協会の指定フォームがないものについては、できる限りまとめてPDFにし、なおかつファイル容量をなるべく小さくしてください。（10MBを超えるメールは受信できません。）

・申請用紙ダウンロード:

https://www.koryu.or.jp/Portals/0/tokyo/2024/11/1114/jpnstud_form.jp2025.docx

・必要書類の添付の順番は、申請書に記載の順でお願いします。

・メールの件名は、「【学術イベント助成申請】申請対象となる事業名」若しくは、「【学術イベント助成報告】採用された事業名」としてください（長い事業名は省略可。）。

・提出された申請書及び添付資料は返却しません。

8. 申請期間

第1回目（2025年4月1日～2026年3月9日に実施・終了する事業）

:2025年2月9日（日） 必着

第2回目（2025年10月1日～2026年3月9日に実施・終了する事業）

:2025年7月13日（日） 必着

※第1回目の申請で不採用となった事業は、第2回目に再申請することはできません。

※諸事情により、第2回目の募集を中止する場合があります。第2回目に募集する方は、申請前に当協会のウェブサイトで確認ください。

9. 選考結果通知

- (1) 審査結果は、第1回目募集分は2025年3月下旬以降に、第2回目募集分は9月下旬以降に応募者全員に通知します。
- (2) 審査結果についての照会には応じません。

10. 申請・問い合わせ先

以下の2か所のうち、申請団体の所在地にある申請・問合せ先にご連絡ください。

(1) 日本

日本台湾交流協会東京本部 総務部 日本研究支援事業担当者あて
〒106-0012 東京都港区六本木3-16-33 青葉六本木ビル7F
電話：03(5573)2600 FAX03(5573)2611
Email：jpnstud-k1#k1.koryu.or.jp ※1

(2) 台湾

日本台湾交流協会台北事務所 広報文化部 日本研究支援事業担当者あて
〒10547 台湾台北市慶城街28號 通泰商業大樓
電話：02(2713)8000 FAX02(2713)8787
Email：megu-k1#tp.koryu.or.jp ※1

※1 スпамメール防止のため@を#に変えて表記しています。

11. 申請にあたっての同意事項

本件事業にご申請いただく前に、以下の事項についても必ずご一読ください。事業にご申請いただいた場合は、すべての事項にご同意いただき、また遵守いただけるものと理解いたします。

(1) 事業に関する情報の公開

採用された場合、申請者または申請団体の名称、事業の概要等の情報は、日本台湾交流協会の事業実施報告書、ウェブサイト等において公表されます。

(2) 個人情報の取り扱い

①適用法の遵守

公益財団法人日本台湾交流協会(以下、「当協会」という)は、申請者または申請団体から取得する個人情報の重要性を認識し、以下の事項に準拠し、細心の注意をもって管理を行い、適切な取り扱い及び保護に努めます。

また、本事業に応募いただいた場合には、個人情報に関する当協会の取扱いをご了解いただいたものと理解いたします。

②個人情報の取得

当協会は、以下の表のとおり個人情報を取得し、利用目的の範囲内において取り扱います。

事業種類	取得する情報の種類	取得方法	利用目的
・学術イベント助成	A 群 ・代表責任者 （氏名、職名） ・招へい予定者 （氏名、職名） ・参加者 （氏名、職名）	・申請書 ・同添付資料	A 群のみ ・公表資料への掲載 （事業報告書、機関誌、 SNS、ウェブサイト等）
	B 群 ・経理責任者 （氏名、職名） ・事業担当者 （氏名、職名、電話 番号、メールアドレス） ・招へい予定者 （氏名、職名、電話番 号、メールアドレス、 性別、生年月日、国 籍、学歴・経歴、業 績）		A、B 群 ・採否審査 ・採否結果通知 ・事後評価 ・フォローアップ調査

③個人情報の利用期間

当協会は、上記の利用目的達成に必要な期間、申請者または申請団体から取得した個人情報を取り扱い、利用期間終了後は、当協会の管理責任の元で適切に廃棄・消去いたします。

④個人データの提供について

当協会は、個人情報保護法に定める場合を除き、本人の同意なく、取得した個人データを第三者に提供することはありません。

ただし、上記「②個人情報の取得」に記載された利用目的を達成するため、以下に示す業務内容の範囲で委託先に個人データを提供することがあります。その場合、情報の安全管理が確保されると確認された委託先を選定し、適切な監督を実施します。

＊外部専門家への審査委託

⑤個人データの越境移転

当協会は、日本国外にある第三者に対し、個人情報保護法に定める場合を除き、本人の同意なく、取得した個人データを提供することはありません。

⑥18歳未満の個人情報について

当協会は、18歳未満の未成年者に関する情報を、保護者の同意を得ることなく、取得・処理することはありません。万が一、保護者からの同意を得ず、18歳未満の未成年者が当協会に個人情報を提供したことがわかった場合には、速やかに当協会にご連絡ください。

⑦要配慮個人情報について

当協会は、各事業の利用目的の範囲内において、個人情報保護法に定める場合または事前に本人から同意を得た場合に限り、本人の要配慮個人情報(宗教、健康状態、アレルギー、飲食の禁忌等。上記「②個人情報の取得」に記載されているものを含みます。)を取得することがあります。

⑧個人情報の管理について

当協会が取得した個人情報は、当協会内において厳重に管理し、不正アクセス、紛失、破壊、改ざん及び漏洩などの個人情報に関するリスクに対して予防措置及び是正を含むセキュリティ対策を講じております。

⑨個人情報提供の任意性について

当協会へ提供いただく個人情報は任意です。ただし、必要な情報を提供いただけない場合には、採用のための書類選考等ができない場合がありますので、予めご了承ください。

⑩保有個人データの開示・訂正・削除等について

当協会は、当協会が保有する個人データの開示・訂正・削除等について、本人であることを確認できた場合に限り、合理的な範囲でお問い合わせに応じるものとします。

⑪事業関係者の個人情報

申請者または申請団体から提出を受けた②に記載されていない事業関係者の個人情報についても、上記①～⑩の取扱いとなりますので、申請者または申請団体より事業関係者に事前にご説明の上、同意を得ていただくようお願いします。

⑫連絡窓口

本「個人情報の取り扱い」に係るご意見・疑問点等は、募集要項10. に記載の連絡先にお寄せください。

また、当協会の代表者情報は、当協会のサイトにある役員名簿をご確認ください。

<https://www.koryu.or.jp/about/introduction/roster/>

(3) 海外での事業実施上の安全確保について

①台湾での事業の実施にあたっては、関係者の安全な海外渡航・滞在のために、外務省海外安

全ホームページから現地の安全情報を入手・確認してください。

※ 外務省海外安全ホームページ: <https://www.anzen.mofa.go.jp/index.html>

②台湾に渡航する際は「たびレジ」に登録し、海外におけるより一層の安全確保に努めてください。

※ 「たびレジ」: <https://www.ezairu.mofa.go.jp/tabireg/>